平成２７年（フ）第２６９号
千葉県富里市御料420番地34
破産者　成木　太郎
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８９号
千葉県佐倉市生谷970番地１
破産者　東洋ロックソイル株式会社
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１号
千葉県香取市上小川680番地
破産者　北崎　幸三
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１７２９号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地
破産者　株式会社エイチ・エス・トレーディング
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６１５号
大阪府岸和田市中井町２丁目１番１号
破産者　株式会社安田鋼業
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
神戸市西区北山台１丁目12番２号、前住所兵庫県神崎郡福崎町東田原1034番地４
破産者　松尾　俊行
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
茨城県水戸市吉沢町278番地１ピュアシティルミネ102号室
破産者　株式会社ブルースターコーポレーション
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１７号
千葉市花見川区こてはし台５丁目27番地７、住民票上の住所千葉市緑区おゆみ野６丁目14番地９
破産者　恩田　利定
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
千葉県佐倉市王子台２丁目23番地21　コーポアスカル102
破産者　寺澤　里香
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８１号
千葉県佐倉市鏑木町474番地１
破産者　株式会社アルカス
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８２号
千葉県佐倉市表町４丁目５番地１　ワイズハイツ203
破産者　古塩　雄也
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９４７号
東京都東久留米市前沢５丁目16番11号第三松島ビル401
破産者　木村美都里
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４８号
東京都八王子市南大沢３丁目16番地２　４－103
破産者　隠木　章江
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９５号
東京都狛江市中和泉３丁目28番２－203号
破産者　吉沼　隆明
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９６号
東京都町田市図師町1696番地15
破産者　福村　康平
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５号
岐阜県羽島郡笠松町米野517番地
破産者　株式会社マツバラ
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９０９号
京都市中京区六角通新京極東入桜之町447番地
破産者　株式会社ＧＩＲＬｉｃｉｏｕｓＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
京都府与謝郡与謝野町字三河内181番地の７
破産者　有限会社中山
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第９９号
岡山県倉敷市船穂町船穂1867番地の３
破産者　山陽タクシー株式会社
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市老松町４丁目７番９号
破産者　株式会社ポッシュ
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
高知市帯屋町１丁目14番９号
破産者　有限会社服地のゑり忠
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係